

法人会員規約

京都 YMCA ウェルネスセンター（以下「当センター」といいます。）は、法人その他の団体（以下「法人会員」といいます。）の従業員等に対して提供する法人会員制度について、以下のとおり法人会員規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。

第 1 条（目的）

本制度は、法人会員に所属する役員・従業員およびその家族の健康増進、運動習慣の形成および福利厚生の実施を目的として、当センターのプールその他当センターが指定する施設・サービスを利用できる制度です。

第 2 条（法人会員）

1. 法人会員とは、本規約に同意のうえ、当センターとの間で法人会員契約を締結した法人または団体をいいます。
2. 法人会員は、当センターが定める入会申込書その他必要書類を提出し、当センターの承認を受けるものとします。
3. 当センターは、施設の定員、営業状況その他の事情により、法人会員の入会をお断りする場合があります。

第 3 条（利用対象者）

1. 法人会員制度を利用できる者は、原則として法人会員に直接雇用されている役員、正社員、契約社員、パートタイマーおよびアルバイト等の従業員とします。
2. 法人会員がファミリー特約を選択した場合、前項の従業員と同居する配偶者および一親等の家族（中学生以上）についても、当センターが定める条件により利用できるものとします。小学生以下の家族は保護者と共にファミリータイムを利用できるものとします。
3. 利用資格は、第三者に譲渡、貸与、売買または名義変更することはできません。
4. 退職その他の理由により法人会員との雇用関係を失った者は、その時点をもって法人会員としての利用資格を失うものとします。

第 4 条(法人会員証等)

1. 当センターは、法人会員または利用対象者に対し、会員証、IC カード、QR コードその他当センターが指定する利用認証手段を発行することがあります。
2. 利用者は、施設利用時に当センターが指定する本人確認書類または法人会員証等を提示するものとします。
3. 法人会員証等の第三者への貸与、譲渡、売買、複製または改ざんを禁止します。
4. 不正利用が確認された場合、当センターは当該利用者の利用停止および法人会員契約の全部または一部の停止・解除を行うことができます。

第 5 条(利用料金)

1. 法人会員は、当センターが別途定める法人月会費、入会金、登録料その他の料金を支払うものとします。
2. 月会費その他の定額料金は、利用の有無にかかわらず発生するものとします。
3. 利用料金の支払方法および支払日は、法人会員契約または料金表に定めるものとします。
4. 一旦支払われた入会金、登録料、月会費その他の料金については、当センターに返還義務がある場合を除き、返金しないものとします。
5. 支払い方法は、法人のクレジットカードより引落としとします。

第 6 条(利用可能施設・サービス)

1. 法人会員が利用できる施設およびサービスは、当センターが別途定めるものとします。
2. 原則として、自由遊泳、水中歩行および当センターが指定するアクアビクス等のプログラムを利用できるものとします。
3. 有料プログラム、パーソナルレッスンその他の特別サービスについては、別途料金が発生する場合があります。
4. 法人会員に対する特典、無料サービスその他の付帯サービスについては、当センターが別途定めるものとします。

第 7 条(利用時間および利用可能区域)

1. 法人会員が利用できる時間帯および曜日は、当センターが別途定める利用時間表によるものとします。
2. 当センターは、ジュニアスクール、各種レッスン、大会、イベントその他の施設運営上の事情により、法人会員の利用時間、利用可能区域または利用可能レーンを制限することがあります。
3. 特に混雑が予想される時間帯については、法人会員の利用を制限または禁止する場合があります。
4. 利用可能時間、利用可能レーンその他の利用条件は、施設の混雑状況等に応じて変更することがあります。

第 8 条(混雑時の利用制限)

1. プールその他施設の安全確保および適正な運営のため、同時利用者数が当センターの定める上限を超える場合、法人会員の入場または利用を一時的に制限することがあります。
2. 前項の場合、当センターは入場待ち、利用時間の変更その他の措置を講じることがあります。
3. 大会、イベント、設備点検、修繕、天災その他やむを得ない事情により、法人会員が利用できない日を設けることがあります。
4. 施設利用を制限する場合、可能な限り事前に館内掲示、Web サイト、電子メールその他の方法により告知します。

第 9 条(ファミリー特約)

1. ファミリー特約を利用できる家族の範囲は、法人会員に所属する従業員と同居する配偶者および一親等の家族とします。
2. 家族が利用する場合も、当センター所定の登録手続きを行うものとします。
3. 小学生以下の児童については、当センターが定めるファミリータイム内で、保護者の同伴を必要とします。中学生以上は成人会員と同様とします。
4. 家族による利用についても、本規約その他当センターが定める利用規則を遵守するものとします。

第 10 条(プール利用上の安全管理)

1. 利用者は、当センターのスタッフの指示及び館内掲示等に従うものとします。
2. 飛び込み、危険な遊泳、他の利用者の妨げとなる行為その他当センターが危険または不適切と判断する行為を禁止します。
3. スクール、レッスンその他専用に使されているレーンへの無断立入りを禁止します。
4. 体調不良、飲酒その他安全な施設利用が困難と認められる場合、利用をお断りすることがあります。
5. 利用者は、自らの健康状態を十分に確認したうえで施設を利用するものとします。

第 11 条(禁止事項)

利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはなりません。

1. 会員資格または法人会員証等の第三者への貸与、譲渡または不正利用
2. 虚偽の申告または本人以外の名義による利用
3. 他の利用者に対する迷惑行為、暴力、威嚇その他の行為
4. 施設、設備または備品を故意または不注意により損傷する行為
5. 当センターの営業、運営または信用を害する行為
6. 法令、公序良俗または当センターの定める諸規則に違反する行為
7. その他、当センターが不適切と判断する行為

第 12 条(利用資格の停止・取消し)

当センターは、利用者または法人会員が次の各号のいずれかに該当する場合、事前の通知なく利用資格を停止し、または法人会員契約を解除することができます。

1. 本規約または当センターの諸規則に違反した場合
2. 利用料金の支払いを怠った場合
3. 不正利用またはなりすまし利用が確認された場合
4. 他の利用者または当センターに重大な迷惑、損害または危険を及ぼした場合
5. その他、当センターが会員として不適当と判断した場合

第 13 条(事故・怪我等)

1. 利用者は、施設利用に伴う危険を十分に理解し、安全に配慮して施設を利用するものとします。
2. 利用中に事故、怪我、体調不良等が発生した場合、利用者は直ちに当センタースタッフへ申し出るものとします。
3. 当センターは、当センターの故意または過失による場合を除き、利用者自身の故意または過失により生じた事故、怪我その他の損害について責任を負いません。
4. 利用者の故意または重大な過失により当センターまたは第三者に損害が生じた場合、当該利用者または法人会員は、その損害を賠償する責任を負う場合があります。

第 14 条(貴重品・所持品)

1. 利用者の所持品および貴重品については、利用者自身の責任において管理するものとします。
2. 当センターの故意または重大な過失による場合を除き、紛失、盗難その他の損害について当センターは責任を負いません。

第 15 条(法人会員契約の期間・更新)

1. 法人会員契約の契約期間は、契約書に定める期間とします。
2. 契約期間満了後の更新については、法人会員と当センターとの協議により定めるものとします。
3. 契約更新時に、料金、利用条件その他の契約内容を変更することがあります。

第 16 条(退会・解約)

1. 法人会員が契約を終了しようとする場合、当センター所定の方法により、所定の期日までに申し出るものとします。
2. 契約終了月その他の具体的な解約条件については、法人会員契約書または料金表に定めるものとします。

3. 契約終了後は、法人会員および利用対象者は法人会員制度を利用できません。

第 17 条(施設の休業等)

1. 当センターは、施設の修繕、設備点検、天災、感染症、行政上の要請、その他やむを得ない事情により、営業を休止または変更することがあります。
2. 前項の場合、当センターは可能な限り事前に法人会員へ通知します。
3. 休業等に伴う会費の取扱いについては、当センターが別途定めるものとします。

第 18 条(個人情報の取扱い)

1. 当センターは、法人会員および利用者から取得した個人情報を、施設利用、会員管理、料金請求、安全管理、サービス提供および当センターの運営に必要な範囲で利用します。
2. 個人情報の取扱いについては、当センターが別途定める個人情報保護方針に従うものとします。
3. 法人会員から利用実績の確認を求められた場合、当センターは、個人情報保護法その他関係法令に従い、提供可能な範囲で利用状況を報告することがあります。

第 19 条(利用実績の報告)

1. 当センターは、法人会員(ライトプランを除く)に対し、法人会員制度の利用状況について、半年または年次その他当センターが定める方法により報告することがあります。
2. 報告内容は、利用人数、利用回数、利用時間帯その他、個人を特定しない集計情報を原則とします。

第 20 条(規約の変更)

1. 当センターは、法令の変更、施設運営上の必要性、サービス内容の変更その他合理的な理由がある場合、本規約を変更することがあります。

2. 規約を変更する場合、当センターは、変更内容および変更日を館内掲示、Web サイトその他適切な方法により周知します。
3. 変更後の規約は、変更日以降、法人会員および利用者に適用されるものとします。

第 21 条(反社会的勢力の排除)

1. 法人会員および利用者は、自己または自己の役員、従業員等が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業その他これらに準ずる反社会的勢力に該当しないことを表明し、保証するものとします。
2. 法人会員または利用者が前項に違反した場合、当センターは何らの催告を要することなく法人会員契約を解除することができます。

第 22 条(協議事項)

本規約に定めのない事項または本規約の解釈について疑義が生じた場合、法人会員と当センターは、誠意をもって協議し解決するものとします。

附則

本規約は、2026 年 10 月 1 日から施行します。

【施設名】京都 YMCA ウェルネスセンター

【運営法人】公益財団法人 京都 YMCA

【所在地】〒604-8083 京都市中京区三条通柳馬場東入中之町 2 番地

【電話番号】075-255-4709